

告示第241号

令和8年2月20日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

鹿児島市市民奉仕活動賠償傷害保険契約に係る制限付き一般競争入札について（公告）

鹿児島市市民奉仕活動賠償傷害保険契約に係る制限付き一般競争入札を実施するについて、この入札に参加する者に必要な資格を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき定めたので、同令第167条の5第2項及び第167条の6第1項並びに鹿児島市契約規則（昭和60年規則第25号）第3条の規定により公告します。

記

1 入札に付する事項

特定の団体が行う奉仕活動に参加している者が、過失により他の参加者等の身体又は財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う場合における賠償責任保険及び当該奉仕活動中に参加者が負傷し、又は死亡した場合における傷害保険（以下「奉仕活動保険」という。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納期の到来している鹿児島市税（鹿児島市税が課税されていない者で市外に主たる事務所等を有する者にあつては、主たる事務所等の所在地の市区町村税）を完納していること。
- (3) この公告の日（以下「公告日」という。）から入札参加資格審査申請の受付期限の日までにおいて、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成11年4月16日制定）及び鹿児島市物品購入等有資格業者の指名停止等に関する要綱（平成8年5月28日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (5) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2

号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされている者を除く。）でないこと。
- (8) 保険業法（平成7年法律第105号）第3条の規定に基づき、内閣総理大臣から損害保険業免許を受けている者であること。
- (9) 公告日前5年間に於いて、奉仕活動保険又は同等程度の賠償傷害保険の契約実績（共同引受契約の実績を含む。）があること。
- (10) 契約後、この契約を適確に履行できる経営の規模及び状況にあると認められること。

3 契約条項を示す場所

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市健康福祉局健康福祉推進部地域福祉課（本館3階）

4 入札参加資格審査の申請方法等

(1) 提出書類

本入札に参加する資格を得ようとする者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を所定の期日までに直接又は郵送により市長に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、所定の期日までに申請書等を提出した者で、入札参加資格があると認められたものでなければ、本入札に参加することができない。イからエまでの書類については、3か月以内に発行されたものに限る。ただし、公告日現在において、鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登録されている者は、イ、エ及びコの書類の提出を省略することができる。

ア 制限付き一般競争入札参加資格審査申請書（様式あり）

イ 商業登記簿謄本（写しでも可）

ウ 滞納がないことの証明書

本市が発行した市税（同市税が課税されていない者で市外に主たる事務所等を有する者にあつては、主たる事務所等の所在地の市区町村税）に滞納がないことの証明書

エ 印鑑証明書

オ 財務諸表（申請書を提出する直近の株主総会の承認を得た期末における貸借対照表及び損益計算書）

カ オの年度の決算における支払余力比率（当該年度以降に合併した会社については、直近の合併の時点で算定したものとする。）及びその算定式並びに当該比率の根拠となる

数値が確認できる書類

キ 会社履歴書（会社概要、事業の沿革等の分かるパンフレットなど）

ク 事務所・営業所一覧表

ケ 事故発生時の事務処理のフロー図（手続の流れ、関係する組織、担当者氏名、電話番号、ファックス番号等を記入のこと。）

コ 暴力団排除に関する誓約・同意書（様式あり）

(2) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(3) 提出された申請書等は、返却しない。

5 申請書の交付及び受付場所等

(1) 交付及び受付場所

3に同じ。

(2) 交付及び受付期間

公告日から令和8年3月2日（月）まで（必着）（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(3) 交付及び受付時間

午前8時45分から午後4時30分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(4) その他

交付する用紙は、全て本市ホームページ（<http://www.city.kagoshima.lg.jp/>）において入手することができる。

6 入札参加資格の審査及び通知

入札参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は令和8年3月4日（水）までに電子メールで通知する。

7 仕様書の閲覧等及び質疑応答

(1) 本入札の仕様書等は、公告日から令和8年3月2日（月）までの間、鹿児島市健康福祉局健康福祉推進部地域福祉課（土曜日、日曜日及び休日を除く。）及び本市ホームページにおいて閲覧に供する。

(2) 仕様書等に対する質疑

仕様書等に対して質問がある場合には、質疑応答書（様式あり）に質問事項を記載し、電子メールで送付すること。なお、電子メールの着信確認は、送信者の責任において行うこと。

ア 受付期間及び受付時間

公告日から令和8年2月25日（水）午後4時まで

イ 受付電子メールアドレス

chi-kyosei@city.kagoshima.lg.jp

(3) 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、令和8年2月27日（金）までに本市ホームページ上に掲載する。

8 入札説明会

実施しない。

9 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

令和8年3月12日（木）午後2時から

(2) 場所

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市役所本館3階 重層的支援会議室

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

鹿児島市契約規則第5条第3号の規定により免除する。

(2) 契約保証金

100分の10以上（ただし、鹿児島市契約規則第26条第3号に該当する場合は免除する。）

11 最低制限価格

設定しない。

12 入札書の提出方法

(1) 郵送による場合

ア 郵送の方法

一般書留又は簡易書留のいずれかによるものとし、入札書等を入れた封筒を、さらに別の封筒（以下「郵送用封筒」という。）に入れて送付すること。

イ 入札書到達期限

令和8年3月11日（水）午後5時15分（必着）

ウ 入札書の到達すべき場所

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市健康福祉局健康福祉推進部地域福祉課

エ 入札書の指定受取人

鹿児島市健康福祉局健康福祉推進部地域福祉課長 山室 真樹

オ 郵送用封筒記載事項

郵送用封筒にはウに掲げる入札書の到達すべき場所のほか、下記事項を記載すること。

(ア) 封筒表 「入札書在中」 (朱書)

(イ) 封筒裏 「開札日 (入札日)」、「入札件名 (鹿児島市市民奉仕活動賠償傷害保険契約)」及び「差出人 (住所、商号又は名称及び代表者職・氏名)」

(2) 持参による場合

令和8年3月12日(木)午後2時に9(2)に掲げる場所に直接持参すること(持参する場合は、令和8年3月11日(水)正午まで(土曜日及び日曜日を除く。)に20に掲げる問合せ先へ電話にて連絡すること)。

1.3 入札方法

(1) 入札書は12に掲げる方法により提出すること。

(2) 代理人をもって入札しようとする者は、入札前に委任状を提出しなければならない。

(3) 入札に参加する者又はその代理人(以下「入札者」という。)は、入札書に必要な事項を記載し、記名のうえ、氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び入札件名(鹿児島市市民奉仕活動賠償傷害保険契約)を記載した封筒に入れ、入札執行者に提出しなければならない。

(4) 初度の入札に参加しなかった者、入札に関する無効事項に該当する者及び失格した者は、再度入札に参加することができないものとする。

(5) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(6) 入札は辞退できるが、辞退するときは、入札執行前であつては入札執行前までに入札辞退届を提出すること。入札執行中であつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を提出すること。

(7) 入札者が、相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

(8) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(9) 入札執行回数は3回までとする。

1 4 開札の日時及び場所

開札は、9に掲げる日時及び場所において行う。

1 5 入札の無効に関する事項

(1) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者及び申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 記名のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札

エ 2以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札

オ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

カ 入札金額以外の記載事項について訂正し、訂正事項に訂正印のない入札書による入札

キ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札

ク 郵送による入札において、12(1)イに掲げる日時までに、指定の場所に到達しないもの。

ケ 再度入札における前回の入札の最低金額以上の金額による入札

コ 明らかに連合によると認められる入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(2) この入札は、令和8年3月31日までに鹿児島市議会において令和8年度予算が可決されなかった場合は無効となる。

1 6 落札者の決定方法

(1) 予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち合わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 同価入札をした者は、くじによる落札決定においてくじを辞退することはできない。

(4) 落札決定については、令和8年度予算の議決終了まで保留とし、議決終了後に落札決定する。

1 7 契約書作成の要否

落札者は、落札の通知を受けた日から令和8年4月1日（水）までに、契約書を提出しなければならない。なお、契約を証する保険証券をもって契約書とみなすことができる。

18 支払条件

前金払とする。ただし、令和8年4月1日（水）から落札者の約款で定める期限までの入金とし、約款に定めのない場合、市と落札者が協議して決めるものとする。

19 異議の申立て

入札した者は、入札後、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

20 問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市健康福祉局健康福祉推進部地域福祉課共生支援係（鹿児島市役所本館3階）

電話 099-216-1245（直通）

ファックス 099-223-3413

電子メール chi-kyosei@city.kagoshima.lg.jp